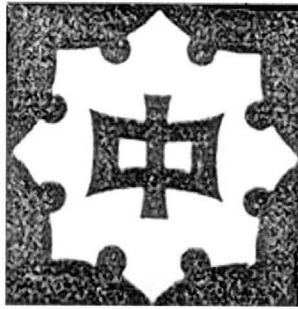


令和6年度

野坂中学校

P T A 総 会



日時: 令和 6年 4月 26日(金)
19:30～

場所: 多目的ホール

廿日市市立野坂中学校PTA

総 会 次 第

- 1 開会の言葉
- 2 PTA 会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 開会成立報告
- 5 議 事
 - (1) 令和 5 年度活動報告
 - (2) 令和 5 年度一般会計決算報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 令和 6 年度活動方針並びに事業計画（案）
 - (5) 会費について
 - (6) 令和 6 年度会計予算（案）
 - (7) 会則改定について
 - (8) 役員選出 令和 6 年度 PTA 役員（案）
- 6 質疑応答
- 7 新旧役員挨拶
- 8 閉会の言葉

令和5年度 各委員会等年間活動報告

	名称	学級委員会				日	広報委員会	日	厚生委員会	
		全体	1年	2年	3年					
4月	27	委員総会								
5月	24	全体学級委員会 (体育大会PTA競技・PTCAについて)				8	宮内、地御前市民センター担当者への挨拶伺い 印刷業者エル・コへご挨拶と見積書の作成依頼		10	第1回常任委員会
6月	2 7 10	PTA競技出場者アンケートメール配信 体育大会事前準備・配布用お茶の注文 体育大会PTA競技実施				8 15 21 30	教頭先生へ茫洋63号の原稿素材(紹介文画像データ)作成及び集約依頼 エル・コ担当者と委員長との対面での打合せ(発行スケジュール、費用等) 初校完成。担当執行部、委員へLINE、先生方に紙媒体で確認依頼 エル・コへ初校修正依頼			
7月						3 6 13 14 18	学校へ2枚目の確認依頼 校了。印刷発注 学校へ納品 担当委員6名学校に集合・仕分け作業実施 宮内・地御前市民センターへ各町内会への配布依頼		19	第2回常任委員会
8月										
9月									19	第3回常任委員会
10月										アンケート作成・配信 アンケート集計
11月	14	PTCAについて協議(LINEにて) →今年度実施しないことを決定				17 28	教頭先生へ望洋64号の原稿執筆及び、素材(画像、原稿等)集約依頼 エル・コ担当者と委員長で対面打合せ(発行スケジュール等確認) 教頭先生へ原稿素材の追加と依頼文(差し替え)のお願い			美化活動について話し合い 美化活動実施
12月						8 18	原稿1回目の締め切り 原稿最終締め切り後、業者へ原稿及び素材の引き渡し		6	第4回常任委員会
1月	26 30				卒業記念品 ・打ち合わせ ・花束発注	16 29	卒業生メッセージカード他執筆原稿回収後、業者へ引き渡し 初稿完成。担当執行部、委員へLINE。先生方に紙媒体で確認依頼			
2月	9 26 27				卒業記念品 ・打ち合わせ ・案内文配布 ・記念品発注	2 8 13 26 28 29	業者へ初校修正依頼 学校、執行部、委員へ2枚目の確認依頼 校了。印刷発注 学校へ納品 担当委員5名学校へ集合、仕分け作業実施 宮内、地御前市民センターへ各町内会への配布依頼			
3月	1 ~4 7 8				卒業記念品 ・納品・集金 卒業式 ・花束贈呈 あいさつ運動参加					

	名称 日	常任委員会	名称 日	市P連 他 関係諸団体
4月	5 11 22 27	第7回常任会 入学式手伝い・1年生クラス役員決め PTA総会・2, 3年生委員決め 委員会総会		
5月	10	第1回常任委員会	6 11	廿日市市PTA連合会総会・交流会 広島県PTA連合会評価委
6月	10	絆祭の手伝い	2 21	県P定例総会 県P会長研修会 市P第1回 理事・役員・専門委員会
7月	19	第2回常任委員会	19 25	市P第2回 役員会 市P第2回 研修委員会
8月			18 19・20 24	市P 日本PTA全国研究大会打合せ会 市P&県P 第71回 日本PTA全国研修大会(広島) 県P 第71回日本PTA全国研究大会レセプション
9月	19	第3回常任委員会	20 27 27	市P 第2回交流委員会 市P 第3回役員会 市P 第2回理事会
10月			4 11 11 18	市P 第4回役員会 市P 第5回役員会 市P 第3回交流委員会・代表者会議 市P 第3回理事会
11月			8 8 8 22 23	市P 第4回交流委員会 市P 第6回役員会・ 市・教育委員会へ要望書提出 市P 競技大会前日準備 市P 第36回親善競技大会
12月	6	第4回常任委員会	19 19 20 22 26	市P 第7回役員会 市P 第4回理事会 市P 第5回交流委員会 市P 第3回研修委員会 市・教育委員会から要望書回答配布
1月	24	第5回常任委員会	11 24	市P 第4回研修委員会 市P 第5回研修委員会
2月			6 10	市P 第8回役員会 はつかいち教育講演会
3月	1 14 25	学生執行部との顔合わせ・話し合い 第6回常任委員会 離任式参加一餞別・贈物贈呈 総会資料作成のため執行部会開催(8,12,28,4/3,10,12)	22 27 ##### #####	市P 第9回役員会 市P 第5回理事会 市P 令和5年度会計監査 市P 令和6年度総会前役員会・理事会

令和 5 (2023) 年度 野坂中学校PTA 一般会計決算書

収 入 の 部

項 目	前年度予算	決算額	差 額	摘 要
会 費	2,216,220	2,291,040	74,820	生徒421人、教職員27人
前年度繰越分	866,393	866,393	0	
預金利息	3	6	3	
補助金	0	15,480	0	
雑収入	0	0	0	
合 計	3,082,616	3,172,919	74,823	

支 出 の 部

項 目	前年度予算	決算額	差 額	摘 要
運 営 費	会議費	0	0	
	消耗品費	30,000	5,893	24,107 ファイル のし袋 封筒 他
	印刷費	20,000	20,000	0 用紙代
	通信費	145,200	145,200	0 緊急メール コアシステム
	備品費	40,000	0	40,000
	慶弔費	80,000	79,941	59 餞別 花束 香典 他
	小 計	315,200	251,034	64,166
活 動 費	研究費	20,000	8,400	11,600 県P参加費 市P懇親会 他
	学年学級費	140,000	18,200	121,800 卒業記念品
	厚生費	80,000	10,973	69,027 花植え 美化活動費 制服クリーニング代 他
	広報費	320,000	322,960	-2,960 PTA新聞【望洋】
	福祉費	150,000	123,300	26,700 県P連団体保険費
	小 計	710,000	483,833	226,167
教 育 振 興 費	生徒活動費	150,000	124,668	25,332 書道出展料 学年活動応援費 他
	文化体育費	1,100,000	1,100,000	0 各種大会参加費 交通費 部活補助費 他
	進路生徒指導費	120,000	91,686	28,314 卒業証書記名代 卒業記念印鑑代 他
	研究補助費	50,000	15,603	34,397 入試要項書籍補助 市P連競技大会 他
	環境整備費	250,000	105,373	144,627 環境整備 式典花代 アクアリウム 他
	来賓接待費	5,000	1,182	3,818 お茶代 他
	小 計	1,675,000	1,438,512	236,488
負担金協議費		25,000	22,495	2,505 市P連負担金
環境整備予備費		20,000	0	20,000
予備費		870,226	78,566	791,660 文化祭記念品
小 計		915,226	101,061	814,165
合 計		3,615,426	2,274,440	1,340,986

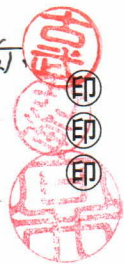
総収入額	3,172,919
総支出額	2,274,440
繰越残額	898,479

令和5(2023)年度の諸帳簿ならびに証拠書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和 6 年 3 月 29 日

教頭 古武 敏弘

打海 佳代
向井 優里菜



令和6年度活動方針並びに事業計画（案）

1. 活動方針

生徒の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域社会との連携、協力を密接に行ない、教育環境を整備充実し、学校教育を支援する。

2. 事業計画

(1) リーダー（旧：執行部）

- ・ 2ヶ月に1回 常任会開催
- ・ スタッフのサポート
- ・ 市P連競技大会
- ・ 生徒会（学生執行部）と連携しイベントを計画

(2) スタッフ（旧：委員）

〈役割〉

▶行事スタッフ（旧：学級代表委員）

- ・ 絆祭 PTA 種目の実施
- ・ 美化活動
- ・ その他

▶広報スタッフ（旧：広報委員）

- ・ PTA 新聞『望洋』（年2回程度）発行
- ・ その他

(3) サポーター

- ・ 各自できる範囲での行事への参加

(4) メンバー

- ・ 会費納入にて PTA 活動に参加

(5) 全体

- ・ PTA あいさつ運動→毎月第2金曜日（7：30 - 8：20）
↳ 参加自由（ボランティア）

※野坂中学校区緑化推進とし、地域学校協働本部地域学校協議会（花植え部さん）がお世話してくださっています。

令和6年度 野坂中学校PTA 一般会計予算書（案）

収 入 の 部

項 目	前年度予算	予算額	摘 要
会費	2,216,220	825,600	会員数344名
前年度繰越分	866,393	898,479	
預金利息	3	3	
補助金	0	0	
雑収入	0	0	
合 計	3,082,616	1,724,079	

支 出 の 部

項 目	前年度予算	予算額	摘 要
運 営 費	消耗品費	30,000	10,000 ファイル のし袋 封筒 インク代 他
	印刷費	20,000	20,000 用紙代
	通信費	145,200	削除 緊急メール コアシステム
	備品費	40,000	40,000
	慶弔費	80,000	50,000 香典 記念品 他
小 計		315,200	120,000
活 動 費	研究費	20,000	20,000 県P参加費 市P懇親会 他
	学年学級費	140,000	50,000 PTCA活動費
	厚生費	80,000	削除 除草 清掃活動 他
	広報費	320,000	320,000 PTA新聞【望洋】
	福祉費	150,000	120,000 県P連団体保険費
小 計		710,000	510,000
教 育 振 興 費	生徒活動費	150,000	削除 書道出展料 他
	文化体育費	1,100,000	削除 各種大会参加費 交通費 部活補助費 他
	進路生徒指導費	120,000	削除 卒業証書記名代 卒業記念印鑑代 他
	研究補助費	50,000	30,000 市P連競技大会 他
	環境整備費	250,000	70,000 環境整備 アクアリウム 他
	来賓接待費	5,000	削除 お茶代 他
小 計		1,675,000	100,000
負担金協議費		25,000	25,000 市P連負担金
環境整備予備費		20,000	20,000 花植え部美化活動補助費 ※注 20,000円
予備費		870,226	791,660
小 計		915,226	836,660
合 計		3,615,426	1,566,660

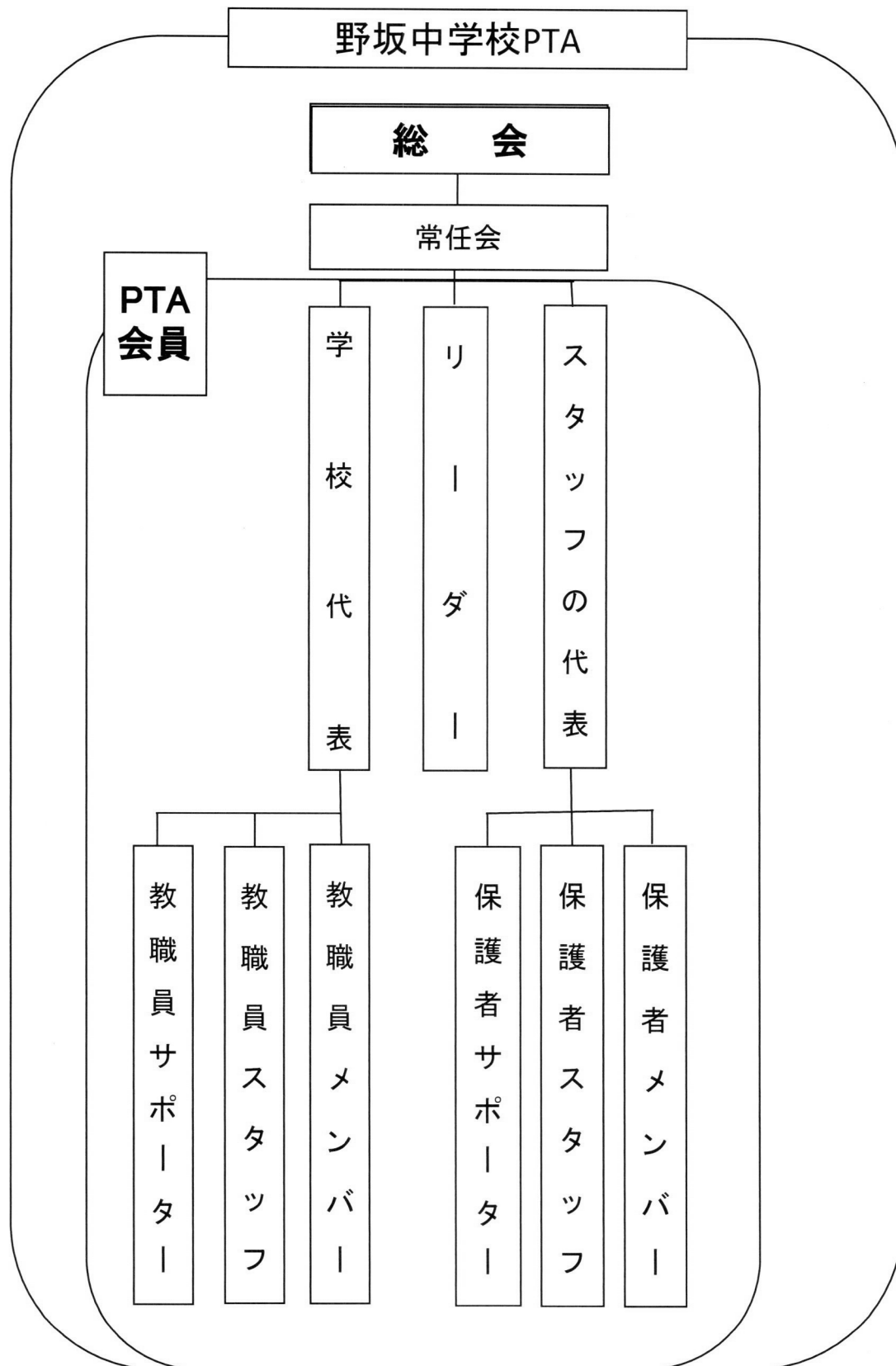
※予備費の上限金額とする。

令和 6 年度 野坂中学校 P T A 役員(案)

会 長	新 田 靖
副 会 長	世 田 直 樹 新 見 真 幸 虫 明 隼 人 山 崎 寿 代 藤 川 亜 矢
幹 事	古 武 敏 弥 (教頭)
書 記	西 川 美 帆
会 計	山 田 裕 子
監 査	教職員代表者 1 名 P T A 会 員 2 名

顧 問	木 村 健 二 (校長)
-----	--------------

野坂中学校PTA組織図



廿日市市立野坂中学校 PTA 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、廿日市市立野坂中学校 PTA（以下本会と表記）と称し、事務局を学校におく。

(目的)

第2条 本会は、学校と家庭及び地域社会との連携、協力によって学校教育の発展を期し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次のことを方針とする。

- 1 本会は、教育を本旨とする任意団体として活動する。
- 2 教育問題について討議し、また、その教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料などを提供し協力する。
- 3 生徒の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 4 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けず、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利のみを目的とするような行為は行わない。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 学校と家庭及び地域社会との連携に関すること。
- 2 教育の向上発展と教育環境の整備充実に関すること。
- 3 生徒の保健安全と福祉に関すること。
- 4 会員の研修と親睦に関すること。
- 5 その他会長が必要と認めること。

第3章 会員（リーダー・スタッフ・サポーター・メンバー）

(会員)

第5条 本会の会員は、本校の生徒の保護者及び本校の教職員とする。

(入会)

第6条 本会への入会希望者は、毎年度の初めまたは途中において入会同意届を提出する。

(退会)

第7条 本会の退会は、次のとおりとする。

- 1 入会同意届の有効期間は1年とする。
- 2 全保護者会員については子の卒業または転校等により、教職員会員については勤務校の異動により会員資格を失い退会とする。退会届の提出は不要とする。
- 3 自由意思によって退会するものは、退会届を教職員代表に提出する。

(会員情報の管理)

第8条 本会に関わる会員等の情報は、別途定める「野坂中学校 PTA 個人情報取扱規則」に従う。

(リーダー：旧執行部)

第9条 本会には次のリーダーをおく。

- | | | |
|---|-----|-----------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 幹事 | 1名（教職員代表） |
| 4 | 書記 | 若干名 |
| 5 | 会計 | 若干名 |
| 6 | 監査 | 教職員代表 1名 |
- PTA 会員 2名（任期中のリーダー・スタッフを除く）

(スタッフ・サポーター・メンバー：旧委員及び PTA 会員)

第10条 本会には、次のスタッフ・サポーター・メンバーをおく。

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | スタッフ | 12名程度 |
| | 役割 | ・行事スタッフ 若干名 |
| | | ・広報スタッフ 若干名 |
| 2 | サポーター | |
| 3 | メンバー | |

(学校代表)

第11条 学校代表は、学校を代表し各会議に出席し、本会の運営の助言をすることができる。

(リーダーの任務)

第12条 リーダーの任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会、常任会を招集し議長となり、また、行事スタッフ会・広報スタッフ会に出席することができる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。また、会長の指示により会務の運営にあたる。
- 3 幹事は、事務局として、本会の事務を司り、書記及び会計はこれを補佐する。
- 4 書記は、本会の記録をする。
- 5 会計は、本会の会計事務をする。
- 6 監査は、本会の会計監査をする。

(スタッフの任務)

第13条 スタッフの任務は、次のとおりとする。

- 1 行事スタッフは、PTA 活動の企画・運営などを行う。
- 2 広報スタッフは、PTA 広報紙の発刊などを行う。
- 3 各スタッフに代表を若干名おく。

(サポーターの任務)

第14条 PTA 活動に任意で参加する。

(メンバーの任務)

第15条 会費の納入により PTA 活動を支援する。

(常任会構成員の任務)

第16条 リーダー・スタッフの代表・学校代表は常任会を組織し、次のことを行う。

- 1 総会で決議された事項を執行するとともに、緊急業務に対応する。
- 2 スタッフからの企画を検討・承認し、PTA活動の推進にあたる。
- 3 総会や常任会の資料を作成し、常任会の決議を経て総会へ上程する。
- 4 学校や地域諸団体と連携し、生徒の校外生活の指導にあたる。

(リーダー・スタッフの任期)

第17条 任期は次年度の定期総会までとする。リーダーの欠員により補充選出された者の任期は前任者の残留期間とする。スタッフの任期もリーダーの任期と同じとする。

(リーダー・スタッフの選出)

第18条 本会のリーダー・スタッフの選出は、次の方法により選出する。

- 1 リーダーの会長・副会長・幹事・書記・会計・監査は、総会で承認を得る。
- 2 スタッフ・サポーター・メンバーは、会員の意思を尊重して決定する。

第4章 会議

(会議)

第19条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 常任会
- 3 スタッフ総会
- 4 各スタッフ会

(総会)

第20条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、全会員をもって構成する。

第21条 定期総会は、毎年度始めに会長が招集して開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、その他重要事項を審議・決定する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があったとき、会長が招集して開催する。

(常任会)

第22条 常任会は、総会につぐ議決機関とし、第9条、第10条、第11条に定めるリーダー・スタッフの代表、学校代表で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会提出議案、予算の更正、運営細則の改廃、慶弔規定の改廃、その他重要事項の審議決定を行う。

(各スタッフ会)

第23条 各スタッフ会は、必要に応じてスタッフの代表が招集して開催する。

(会議の成立)

第24条 すべての会議は、構成員の3分の1（委任状も含む）の出席をもって成立するものとする。

(会議の決議)

第25条 すべての会議は、出席者の過半数をもって決議する。

第5章 会計

(会費)

第26条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第27条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 年度初めの会員数より定め、会費の額は総会において決定する。
- 2 会費は本校生徒の長子のみとし、納入は年度始めに一括納入とする。
- 3 途中入会の場合は、翌月より月割計算とし、一括納入とする。
- 4 納入された会費は、退会の場合も原則返金はなしとする。

(会計年度)

第28条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 表彰及び慶弔

(表彰)

第29条 生徒の表彰は、そのつど学校代表の意見に基づき、常任会で協議・決定する。

(慶弔)

第30条 慶弔規定は次のとおりとする。

- 1 生徒または生徒の保護者、教職員が死亡したときは、弔電、香典10,000円を贈り、会長または代理者が会葬する。
- 2 その他、特別な場合は、会長、副会長に一任し、その後、常任会に報告するものとする。

第7章 会則の改廃

(会則の改廃)

第31条 本会の会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

第8章 細則

第32条 本会の運営に関して必要な細則は、常任会の議決を経て決めるものとする。

第33条 細則を制定、または、改廃した場合には、会長はその結果を総会で報告しなければならない。

本会則は、旧会則をもとに改正され令和6年4月26日より新会則として施行する。

—細則—

令和5年度までの細則記載事項は、令和6年度会則改正により、会則へ移行もしくは廃止しました。

廿日市市立野坂中学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、廿日市市立野坂中学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

- 第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

2 保有個人情報

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

3 本人

前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

4 常任会構成員

本会の常任会を構成するリーダー・スタッフの代表・学校代表をいう。

5 スタッフ

本会のスタッフ会を構成するスタッフをいう。

6 学校代表

学校の代表をいう。

7 教職員代表

教職員の代表をいう。

(管理者)

- 第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会の副会長とする。

個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

本会の副会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌するスタッフ会の代表に委任することができる。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会の常任会構成員及び教職員代表とする。

(利用)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1 PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- 2 本会の事業に関する文書等の送付
- 3 本会の会員名簿等の作成
- 4 本会のリーダー・スタッフ選出等の推薦活動
- 5 イベントの名簿等の作成
- 6 ホームページや広報紙への掲載
- 7 問い合わせまたは依頼等への対応
- 8 その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(目的の明示)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- 1 氏名
- 2 電話番号
- 3 メールアドレス
- 4 銀行口座情報
- 5 PTA の役割の履歴
- 6 会員の子である生徒の氏名・学年・クラス・兄弟姉妹
- 7 その他必要とするもので同意を得た事項

(管理と保管)

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- 1 紛失、破損その他の事故防止
- 2 改ざんおよび漏洩の防止

3 個人情報の正確性及び最新性の維持

4 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

(外部委託)

第11条 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(秘密保持義務)

第12条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第16条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会常任会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

本規則は、令和6年4月26日より施行する。

旧 野坂中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

(名称)

△ 第 1 条 本会は、野坂中学校 PTA と称し、事務局を野坂中学校におく。

(目的)

第 2 条 本会は、学校と家庭及び地域社会との連携、協力によって学校教育の発展を期し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(方針)

△ 第 3 条

- 1 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2 教育問題について討議し、また、その教育活動を助けるために意見を具申参考資料などを提供し協力する。
- 3 生徒の教育並びに福祉のために活動する、他団体及び機関と協力する。
- 4 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けず、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利のみを目的とするような行為は行なわない。

第 2 章 事 業

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために、次のことを行なう。

- 1 学校と家庭及び地域社会との連携を密接にする。
- 2 教育の向上発展と教育環境の整備充実に関すること。
- 3 生徒の保健安全と福祉に関すること。
- 4 会員の研修と親睦に関すること。
- 5 その他必要と認める事項。

(名称：執行部=リーダー・委員=スタッフに変更)

第 3 章 会員及び執行部役員・委員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員とする。

△ 入会・退会。管理について追加

(執行部役員)

第 6 条 本会には次の執行部役員をおく。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1 会長 | 1 名 |
| 2 副会長 | <u>3 名</u> |
| 3 幹事 | 1 名 <u>(教頭)</u> |
| 4 書記 | <u>2 名</u> |
| 5 会計 | <u>2 名</u> |
| 6 監査 | <u>(教頭・PTA 役員が行う)</u> |

△ 監査記載の変更

△ (委員)

第7条 本会には、次の委員をおく。

- 1 学級委員 若干名 学級代表委員
厚生委員
広報委員
- 2 常任委員 執行部役員・各委員長
教職員委員 5 名 → 削除

⚠ サポーター・メンバーを追加

(校長) → 名称変更

△第 8 条 校長は、学校を代表し、各会議に出席することができ、本会の運営の助言をする。

(執行部役員の任務)

第9条 執行部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会、常任委員会を招集し議長となり、また、各専門委員会に出席することができる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 副会長は、会長の指示により会務の運営に当たる。但し、教頭は事務局として、本会の事務を司り、書記及び会計はこれを補佐する。
- 4 書記は、本会の記録をする。
- 5 会計は、本会の会計事務をする。
- 6 監査は、本会の会計監査をする。

△上記文面一部記載変更

(委員の任務)

第10条 委員の任務は、次のとおりとする。

⚠ それぞれのスタッフに置き換え変更

- 1 学級委員は、各学級での行事などを協力して行なう。
- 2 学級代表委員は、学級を代表し、次の活動を行なう。
 - ・ 会員相互の教養を高めるための研修会、講演会及び文化クラブ活動などの推進に関すること。
 - ・ 生徒の健全な育成と会員相互の親和協力に関すること。
 - ・ 人権教育に関すること。
 - ・ 学級 PTA 活動に関すること。
 - ・ 各学年の特性を生かした PTA 活動に関すること。
 - ・ 各学年間の連絡協調に関すること。
- 3 厚生委員は、厚生委員会に所属し、次の活動を行なう。
 - ・ 生徒及び会員の福祉厚生に関すること。
 - ・ 会員相互の親睦及び体力向上に関すること。
 - ・ PTA 体育クラブ活動に関すること。
 - ・ 学校給食に関すること。
 - ・ 地区懇談会、地区活動などの推進に当たる。

- 4 広報委員は、広報委員会に所属し、次の活動を行なう。
- ・ PTA 広報紙などの発刊に関すること。
 - ・ PTA 広報に関すること。
- 5 常任委員は、常任委員会を組織し、総会及び委員総会で決議された事項を執行し、緊急業務を処理する。
- 各委員会の企画を検討承認し、本会運営の推進に当たる。
- 総会、委員会の資料を作成し、委員総会の決議を経て総会へ上程する。
- 学校や地域諸団体と連携し校外生活の指導にあたる。
- 6 教職員は、教職員の中より各学年 1 名、厚生委員 1 名、広報委員 1 名、
が各委員会の委員となる。

△ サポーター・メンバー・常任会構成員の任務を追加

(執行部役員・委員の任期)

第 11 条 執行部役員の任期は次年度の定期総会までとする。役員の欠員により補充
選出された者の任期は前任者の残留期間とする。委員の任期も執行部役員
の任期と同じとする。

(執行部役員・委員の選出)

△ 2～6 項目を削除。一つにまとめ追加。

第 12 条 本会の執行部役員・委員の選出は、次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長及び幹事、書記、会計、監査は総会で選出する。
- 2 学級委員は、学級の話し合いで選出し、学級代表委員、厚生委員、広報委員
になる。
- 3 学級代表委員長（委員長 1 名）は、学級代表委員の中から選出する。
- 4 厚生委員長（委員長 1 名、副委員長 2 名）は、厚生委員の中から選出する。
- 5 広報委員長（委員長 1 名、副委員長 2 名）は、広報委員の中から選出する。
- 6 教職員委員は、学校側で選出する。

第 4 章 会 議

(会議)

第 13 条 本会の会議は、次のとおりとする。

△ 順番と名称を変更。4～6 は削除

- | | | | |
|------------|---------|---------|-----------|
| 1 総会 | 2 委員総会 | 3 常任委員会 | 4 学級代表委員会 |
| 5 各学年代表委員会 | 6 厚生委員会 | 7 広報委員会 | |

(総会)

第 14 条 総会は、定期総会、臨時総会とし、全会員をもって構成する。

第 15 条 定期総会は、毎年度始めに会長が招集して開催、事業報告、決算の承認、事業計画、予算、その他重要事項を審議決定する。臨時総会は会長が必要と認めた時、また、会員の 3 分の 1 以上の要請があった時、会長が招集して開催する。

(委員総会) △名称変更

- 第 16 条 委員総会は、総会につぐ議決機関とし、第 6 条、第 7 条に定める執行部役員・委員で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会提出議案、予算の更正、運営細則の改廃、その他重要事項の審議決定を行なう。

(常任委員会) △削除

- 第 17 条 常任委員会は、第 10 条の 6 項及び慶弔規定の改廃等を行なう。

(各委員会)

- 第 18 条 各委員会は、必要に応じて委員長が招集し開会する。

(会議の成立) △成立と決議を分け記載変更。

- 第 19 条 すべての会議は、構成員の 3 分の 1（委任状も含む）の出席をもって成立するものとし、出席者の過半数をもって決議する。

第 5 章 会 計

(会費)

- 第 20 条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

- 第 21 条 本会の会費は、月額 430 円とし、毎月納入するものとする。ただし在学 2 人目より半額分を納入する。会費の額は、総会において決定する。

△会費の決定、納入について変更、追加

(会計年度)

- 第 22 条 会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

△細則より表彰及び慶弔に付いて追加

第 6 章 会 則 の 改 廃

(会則の改廃)

- 第 23 条 本会の会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

第 7 章 細 則

- 第 24 条 本会の運営に関して必要な細則は、常任委員会の議決を経て決めるものとする。

- 第 25 条 細則を制定、または、改廃した場合には、会長はその結果を総会で報告しなければならない。

附 則

本会則は、平成 2 年 4 月 28 日より施行する。

本会則は、平成 10 年 4 月 25 日より一部改正し施行する。

本会則は、平成 15 年 4 月 25 日より一部改正し施行する。

本会則は、平成 16 年 4 月 23 日より一部改正し施行する。

本会則は、平成 28 年 4 月 16 日より一部改正し施行する。

本会則は、平成 29 年 4 月 15 日より一部改正し施行する。

本会則は、令和元年 4 月 15 日より一部改正し施行する。

本会則は、令和 2 年 4 月 19 日より一部改正し施行する。

△附則の履歴を削除。新会則施行年月日のみ記載

—細則—

第 12 条に関する細則

執行部役員の候補者を、常任委員会で推薦し、総会で承認する。

会長となる候補者を全校区の中から 1 名以上、副会長 2 名以上、監査 2 名以上、会計 2 名以上、書記 2 名以上を選出し、常任委員会で推薦する。

→会則へ移行

附 則

この細則は、平成 3 年 1 月 18 日より施行する。

この細則は、平成 15 年 4 月 25 日より一部改正し施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 20 日より一部改正し施行する。

歴代経験者を含め執行部役員（会長、副会長、書記、会計、監査）を 2 年以上務めた者は、次子以降の在校時、執行部役員・委員の選出を免除されてよいものとする。ただし、再任を拒むものではない。執行部役員を 1 年以上務めた者は、次子以降の在校時、委員長を免除されてよいものとする。

→廃止

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 12 日より一部改正し施行する。

この細則は、平成 27 年 4 月 11 日より一部改正し施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 19 日より一部改正し施行する。

歴代経験者を含め常任委員を務めた者は、次子以降の在校時に役員を受ける際、委員長及び学級委員会副委員長の選出を免除されてよいものとする。ただし、再任を拒むものではない。

→廃止

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 11 日より一部改正し施行する。

第 17 条 慶弔規定に関する細則

本会の表彰及び慶弔に関する規定は次のとおりとする。

1 表彰に関する規定は、次のとおりとする

(1) 本会に特別の功労のあった者に対する表彰は、そのつど常任委員会で協議決定する。

→廃止

(2) 生徒の表彰は、そのつど学校長の意見に基づき常任委員会で協議決定する。

→会則へ移行

2 慶弔に関する規定は、次のとおりとする。

(1) 職員、講師が退任、転職、退職するときは、花束等と餞別として 3000 円を贈る。

→廃止

(2) 生徒が死亡したときは、弔電、香典 10000 円を贈り、会長または代理者が会葬する。

(3) 生徒の父母、または、保護者が死亡したときは、弔電、香典 10000 円を贈り、会長または代理者が会葬する。

(4) 職員が死亡したときは、弔電、香典 10000 円を贈り、会長または代理者が会葬する。

→ (2) (3) (4) はまとめて会則へ移行

(5) 職員の近親者（一親等以内）が死亡したときは、弔電、香典 3000 円を贈り、会長または代理者が会葬する。 →廃止

(6) 会員が PTA 活動中、及び職員が公務中に負傷し、2 週間以上入院の治療を必要とするときは、見舞金 3000 円を贈る。 →廃止

(7) その他、特別な場合は、会長、副会長に一任し、その後常任委員会に報告するものとする。

4 この規定は、常任委員会において改廃するものとする。 →会則に移行

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 14 年 4 月 17 日より一部改正し施行する。

この細則は、平成 28 年 3 月 11 日より一部改正し施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 20 日より一部改正し施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 19 日より一部改正し施行する。

PTCA 活動費（学年学級費）についての細則

PTCA 活動費（学年学級費）は、PTCA の計画を常任委員会において承認の後、在籍生徒数プラス先生分（300 円／1 人）を補助するものとする。

PTCA 活動以外の事に使用せず、活動費が余った場合は個人に返金するのではなく、PTA 本会計に返納するものとする。 →PTCA 活動を中止のため廃止

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 23 日より施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 20 日より施行する。